

第 36 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 17 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年8月2日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因 | 和解の相手方 | 損害賠償の額 | 和解事項 |
|--|-------------------------|---------|--|
| 令和4年5月11日 臨港道路1号線 八代港外港地区 飛石 | 有限会社小林 商店 (車両所有者) | 96,184円 | 当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。 |